

平成27年12月定例県議会 環境生活警察常任委員会会議録
(第1号・調製前)

1 日 時 平成27年12月15日(火曜日) 開会 午前10時3分 閉会 午後3時23分

議案第1号、議案第34号ないし議案第37号関係(環境生活部関係)

○三輪由美委員 今、それぞれ各県立の文化会館の役割や指定管理の目的ということで、やはり文化の振興、そして県の条例では、県民の福祉の向上と文化の発展。共通して、そういうことだと思います。

御答弁いただいたように、なぜ指定管理にしたかということ、サービス向上と、それから経費的な縮減効果と2つを述べられたんですけども、私どもの会派では、やはりこうした福祉、あるいは文化の発展、こうした目的達成のためには、やはり、本来なら県直営——もとのですね。県直営であるべきではなかったかというふうに思っているわけです。少なくとも指定管理にする場合でも、やはり目的に本当に沿うような公が管理した、例えば今回ならば千葉県文化振財団、これ、4館に応募されているわけですが、そのうち2館になり、あと2つは株式会社。つまり営利を、もうけを目的とした株式会社になってしまっているわけですが、やはりそこは、例えば利用者数の伸びぐあいと比較してみますと、やはり文化振興財団がやってるところのほうが安定して伸びていると。株式会社のところでは横ばい、あるいは伸びにむらがあるということですので、この点はやはり、本当に指定管理にする場合でも公が絡まったところだというふうに私ども思います。

今答弁あったように縮減効果ということで、4つの県立文化会館でどれぐらいの財政が歳出減らしになっているのでしょうか、縮減されてるのでしょうか。導入前の17年ですか——と今回の提案額のその差ですね。どのようにお考えでしょうか、御答弁ください。

○委員長(鈴木 衛君) 小澤県民生活・文化課長。

○説明者(小澤県民生活・文化課長) 導入前の16年度決算の額と26年度の決算額で比較いたしますと、差額が約1億5,800万円ほど削減されているということになります。

○委員長(鈴木 衛君) 三輪委員。

○三輪由美委員 約1億5,800万円、決算額ということですよ。総務のほうで、今回の議案に出ている全てのこの指定管理のところについての縮減、経費の削減を聞きますと、全体で約27億4,950万円。これは導入前の予算、17年と今回の提案額の差ということですので、ちょっと算定の年度が違ってますが、しかし、ほぼこの4館合計で、予算という点で見ても約1億5,000万円ということで、ほぼ同じ数字になっています。県全体では27億5,000万円ぐらいの経費が減らされると。ここで言えば、文化のためのいわばお金が、私としてはやっぱり減らされてしまったんだなというふうに解釈をするわけです。減らされた経費について、具体的な影響はどこに主にあら

われていると認識をされているでしょうか。そうしたことについて、支障なりサービスについての影響なりはどのようにお考えでしょうか。

○委員長（鈴木 衛君） 小澤県民生活・文化課長。

○説明者（小澤県民生活・文化課長） 減額の部分は、平成16年度の決算額が内訳等がないので、管理費とか具体的な部分というのは把握できなかったんですけども、人件費、例えば青葉とか、南総とか、民間の指定管理者に今委ねているところについては人件費が減額になっていると、そういったことがうかがわれます。

影響ということなんですけども、基本的に配置される職員の数につきましては当時と変わらずということで、県民の方へのサービスについては基本的に当時と同じと理解してるところでございます。

○委員長（鈴木 衛君） 三輪委員。

○三輪由美委員 今、人件費という御答弁がありました。やはり県民とともに文化をつくるのは人であります。その人件費が減額になっているということについては、やはりこれは影響が出てると言わざるを得ません。

まず、人件費の減額について、青葉の森と南総文化ホール、人件費の減額の金額についてお答えをいただきたいと思います。

○委員長（鈴木 衛君） 小澤県民生活・文化課長。

○説明者（小澤県民生活・文化課長） 南総文化ホールについては、文化振興財団が管理しておりました16年度の人件費約5,700万円に比べまして、現指定管理者、これはケイミックスでございますけども、人件費は約2,680万円ということになります。ただ、これにつきましては、文化振興財団が管理していた当時は舞台管理を直営でやっております、それが人件費に入っております。現在は舞台管理を専門の事業者へ委託しております、そこが人件費から外れてることになります。ただ、それでも、ここの委託の部分を外しても人件費は現在のケイミックスのほうが落ちてるといことにはなりますが、それは基本給、そういったものについては基本的に変わりありません。賞与とか手当、また福利厚生、そういったところで人件費に差がついてる、そういった事情でございます。

○委員長（鈴木 衛君） 三輪委員。

○三輪由美委員 青葉の森については……。お聞きしたんですが、答弁漏れなので。

○委員長（鈴木 衛君） 小澤県民生活・文化課長。

○説明者（小澤県民生活・文化課長） 青葉の森につきましては、基本的には人件費については、当時、文化振興財団が管理していたころは本部按分額というのがありまして、それを除くと、基本的に今の青葉の人件費とそれほど差異はない状況です。ただ、青葉も、いわゆる契約社員とか日々雇用の職員、そういったものを活用して人件費を削減してるといこと、基本的に基本給とか、そういったものでは余り変わりはないと認識しております。

○委員長（鈴木 衛君） 三輪委員。

○三輪由美委員 人件費の削減の話で、具体的に議案第36号にかかわる南総文化ホールの中で株式会社ケイミックスと文化振興財団の人件費の比較を出していただきました。5,700万円だったと、文化振興財団のときはですね。それがケイミックスになりまして2,680万円になったと。しかし、舞台の外部委託ですかね。この分がこれとは別にあるんだということで、外部委託の分については1,656万円くらいというふうにはお聞きをしておりますが、それを足しても、その差額約1,500万円ぐらいはやはり文化振興財団の人件費のほうよりも少ない、つまり文化振興財団のほうが多いということになるわけで、やはり全体的に働く職員さんたちの待遇が悪くなっているということが言えるかと思います。

そうした問題が、今回、今、副委員長も初めにいろいろとおっしゃいましたが、南総文化ホールにつきましては、このような意見が来ております。東京に本社がある営利目的の株式会社ではなく、地元の文化に誤解を恐れず言うならば、誇りと愛着の持てる地元の文化振興財団こそ管理と運営を任せてほしいということなんですね。これについての、この南総あわ夢祭りなどの代表をやっておられる。この背景にはたくさんの団体、県も後援し、市の教育委員会、南房総・安房地域の行政としても後援をされている。たくさんの団体がこのように大ホール全部の会議室を使ってやってらっしゃるということで、その代表の方からこうした意見が寄せられており、具体的に舞台の技術者の問題、それからサービスの問題など、県にも知事宛てに手紙が出され、担当課もこれを聞いてると思いますが、これに対する県の対応、見解、お聞かせをいただきたいと思えます。

○委員長（鈴木 衛君） 小澤県民生活・文化課長。

○説明者（小澤県民生活・文化課長） 現指定管理者、南総文化ホール、管理している状況につきましては、先ほど申し上げましたように、月例の報告等によりまして随時状況を把握してるところでございますが、従来、駐車場が少し狭いとか、いわゆる施設でのいろんな御意見をいただいておりますけれども、運営面で御意見をいただいたというのは今回が初めてでございました。すぐに管理者のケイミックスに連絡をとりまして、きちんと利用されてる県民の方には丁寧に対応するよということ指導したところでございます。

○委員長（鈴木 衛君） 三輪委員。

○三輪由美委員 今、丁寧に指導してるということなんですが、しかし、今回、あの指定管理を選定するに当たって、かなり積極的に変えてほしいという意見、苦情が来ております。その中の具体的な一番大きな、私としても大事だなと思っている問題は、文化、舞台、芸術、ここにかかわる問題で、例えば文化振興財団のときであればそれまで事務所の誰にでも通じていた音響照明の話が、係ではないからわからないと冷たくあしらわれたり、事務室に勤務している職員はあくまで事務専門であって、舞台の専門家は必要ときだけ呼ばれて外部から来るようであると。ここは照明とか舞台の技術者を外部に委託をしている。先ほどるる説明があったように、文化振興財団のときは、職員さんの中にそうした資格者がいたけれども、今回、株式会社になって外部から来る、委託をしてると。その結果、何度も足を運ぶことになったと。文化振興財団が管理をし

ていたときはステージ、スポットライトを操作する館長さんの姿もあり、現在よりも少ない人数で用が足りていて、話が1回で通じた。文化振興財団のときは事務所のみんなが音響照明の資格を持っていたと。これは、こうした利用されてる県民の方がおっしゃっている言葉であります。お聞きしますが、株式会社ケイミックスの場合、職員の中に舞台文化の中心となる舞台技術や照明などの有資格者はおられますか。

○委員長（鈴木 衛君） 小澤県民生活・文化課長。

○説明者（小澤県民生活・文化課長） 先ほど御説明したように、その部分は委託しております。そこに専門の職員はいると聞いております。

○委員長（鈴木 衛君） 三輪委員。

○三輪由美委員 つまり株式会社ケイミックスの職員の中にはいないということだというふうに思いますね。それで間違いないですね。つまり、そうなると、いわゆる委託ですから、株式会社ケイミックスが直接委託の人にはすぐに指揮命令はできない、こういうことでよろしいですか。

○委員長（鈴木 衛君） 小澤県民生活・文化課長。

○説明者（小澤県民生活・文化課長） はい。基本的には委託会社に指示するということになります。

○委員長（鈴木 衛君） 三輪委員。

○三輪由美委員 ケイミックスの現場にいる社員の中には、そういう照明、舞台の資格者はいないし、別の会社を通じて指示をしなければならないという点で、先ほどの県民の方が訴えておられる内容も理解できるところであります。

では、文化振興財団の場合はどうであったのでしょうか。

○委員長（鈴木 衛君） 小澤県民生活・文化課長。

○説明者（小澤県民生活・文化課長） 文化振興財団におきましては直営ということになっております。ただ、補足といいますか、ちょっと御説明させていただきますと、いわゆる文化会館に対する要望というのは、民間会社だからあるとか、文化振興財団だからないということではなくて、文化振興財団が管理しているところにも要望とか、もっとこうしてほしいという話があります。ですから、私どもといたしましては、そういう声を一つ一つ丁寧に酌み上げまして、それを指定管理者と連絡をとり、きちんと対応するように言っていくと。そういうことでございます。

○委員長（鈴木 衛君） 三輪委員。

○三輪由美委員 お聞きしてるのは、舞台技術や照明などの有資格者の問題に絞って今お聞きしてますので。文化振興財団の場合は、財団の中にそうした有資格者を持っていると。例えばこれは南総ではなく千葉県文化会館の場合、平成25年ですかね。17人の職員のうち、舞台機構調整技能士という資格を持ってる方が9人、第2種劇場技術者は10人ということで、常勤者17人のうち、延べ19人。2つの資格を1人で持ってる方もおられますから、やはりこうした文化——冒頭申し上げましたように、目的は文化の振興ですから、こうした、やはり財団——もちろん財団がやるところにも要望はあるよと今おっしゃいましたけれども、しかし、その一番の中心のところ

では、こうした資格、技術持っているという点ではやはり大きく違っているなどと思います。

県民の、あわ夢祭りの代表の方から、こういう意見も寄せられていますね。経費を安く見積もったもの勝ちではないかと。10年前の警備員さん、お掃除のおばさんたちの表情明るく、きょうはお客さんの入りが多くて盛会ですねと、自分の仕事のように喜んでくれていた。千葉県南総文化ホール全体がぬくもりにあふれていたということで、経費節減としてまず挙げられる人件費がどうなってるか気になる場所ですと、こういう感想をお持ちで率直な御意見を寄せておられるわけですが、平均年収、株式会社ケイミックスがやった場合と文化振興財団がやった場合を比較をしてみますと、単純にこれは割りますと、一人一人の平均年収、もし計算をされてればお答えいただきたいと思います。

○委員長（鈴木 衛君） 小澤県民生活・文化課長。

○説明者（小澤県民生活・文化課長） 一人一人の平均年収というのは計算はしておりません。

○委員長（鈴木 衛君） 三輪委員。

○三輪由美委員 これは私の試算なんですけど、16年度の文化振興財団、それから26年度のケイミックス、これを比較いたしましたところ、文化振興財団の場合は478万円、ケイミックスの場合は309万円ということでかなりの開きがあります。やはりこれは、そこで働いている人たちの士気にもかかわる問題ですので、やっぱり大きな差があるということ指摘せざるを得ません。

さらに、設備やサービスの問題でも意見、苦情が寄せられておまして、例えばこれ、本当に具体的な話なんですけど、ロビーでの展示会、受付の椅子がなく、80代のこのロビーの展示をしている画家の先生がホームセンターに椅子を買いに行ったり、自宅から椅子を持参したり、あるいはパネルが不足しているということで、パネルについては予約していたらしいんですが、足りなくなると。近くの市の公民館から借りる手はずをとったから、自分たちで隣の、どれぐらい離れてるかわかりませんが、こうした御高齢の利用者がとりに行ってくれと言われたと。これで行き届いたサービスだというふうに言えるんでしょうか。サービスの向上のために指定管理にしたということなんですけれども、これ、聞いて、これはちょっとひどいんじゃないかなというふう思うんですが、いかがでしょうか。

○委員長（鈴木 衛君） 小澤県民生活・文化課長。

○説明者（小澤県民生活・文化課長） まず、椅子の件でございますが、ギャラリーをお使いいただく方には、前もって椅子の用意はありませんということはお伝え申し上げております。ただ、会議室を使っていないときに椅子が余りますので、その際は使っていたらいいんですけども、会議室を使っているときには椅子が使えない、そういった状況があります。指定管理者のほうから聞いているのは、そういった声もありますので、来年度は椅子を用意したいというふうに聞いております。また、パネルの件は、私どもはまだしっかり把握しておりませんが、もしそういうことがあれば、指定管理者にきちんと話をして指導してまいりたいと思います。

○委員長（鈴木 衛君） 三輪委員。

○三輪由美委員 やはりこうやって意見や苦情が寄せられないと、こうした問題がわからないと

というのは、県の直営ではなくなっている。指定管理になってから、そうした意味で大変遠くなってしまったということの証拠だというふうに言わざるを得ません。この椅子の問題は、やはり私も地元のいろんな市民センターとか公民館などで、大変文化が活発になって御高齢の方たちも非常に頑張っておられるわけですね。受付だとか椅子だとかというのは、当然、これはなくちゃやっていけないということ。パネルもそうですけれども、これ、即刻改善をしていただきたい。その方向で答弁いただきましたから、やっていただきたいと思います。

最後に、これ、国のほうで平成22年12月26日、指定管理制度の運用について、総務省からの通知が出ております。これは御承知おきでしょうか。

○委員長（鈴木 衛君） 小澤県民生活・文化課長。

○説明者（小澤県民生活・文化課長） そこはどういう内容かは、今は把握しておりません。——失礼いたしました。指定管理者制度は、住民の福祉を増進する目的をもって、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより住民サービスの質の向上を図っていくことで、施設の設置の目的を効果的に達成するため平成15年9月に設けられたということで、公共サービスの水準の確保という要請を果たす最も適切なサービスの提供者を議会の議決を経て指定するものであり、単なる価格競争による入札とは異なると、そういった通知でございます。

○委員長（鈴木 衛君） 三輪委員。

○三輪由美委員 承知されてなくてメモが回ってきて、これですよという形になっているわけなんですけど、これ、重大だと思うんですね。

なぜなら、これ、千葉県でも指定管理をしました。全国でかなりの件数、指定管理になって、例えば2009年4月、静岡県の総合運動場体育館で利用者が折りたたみ式のバスケットゴールに挟まれ死亡。2010年6月にも、これは同県立青年の家のボートが浜名湖で転覆し中学生1人が死亡ということで、じゃ、県が直営であったときはどうだったのかということもありますが、しかし、指定管理になってから、こうした重大な命にかかわる事故が起きているということで総務省が、今、若干御紹介ありました、価格競争による入札とは異なる、コスト削減のみを目的としないよう求めていると。

と同時に、今おっしゃらなかった、指定管理者が仕事を非正規に任せたり、自治体の直営時に比べて賃金を安くすることなどが問題視されているのを受け、指定管理の選定に当たっても労働法令の遵守や労働条件への適切な配慮がされるよう留意するよう要請したということで特別の通知を出しているわけです。ですので、この通知自体も担当課が御存じなく意識をされてないということは、この通知の内容を受けて、具体的にこの通知後、平成22年以降、何か具体的に指示をしたり、チェックをしたり、注意を喚起したり、通知受けて後の改めての働きかけというのはありましたか。

○委員長（鈴木 衛君） 小澤県民生活・文化課長。

○説明者（小澤県民生活・文化課長） まず、私も今回の選定に当たっては、そもそも審査基準では、事業の内容、そうした事業計画の整合性とか、収支計画の実現性とか、さまざまな点か

ら選定してるものでございますけども、今回募集するに当たっては、ガイドラインで利用者サービスのポイントが3割だったのを、私どもは経費節減の部分で、点数を少し動かして、全体で1割は動かせることとなりますので、サービスの面に重点を置いて募集をするという形で行いました。したがって、経費を重要視してるとか、そういうことではなくてサービスをきちんとやってくれる事業者、そういったものを選定するという形で進めたところでございます。

○委員長（鈴木 衛君） 三輪委員。

○三輪由美委員 私の聞いたことにお答えいただけなかったんですが、つまり通知を受けて、改めて何か注意喚起をしたり、チェックをしたりということはなかったんですか。

○委員長（鈴木 衛君） 小澤県民生活・文化課長。

○説明者（小澤県民生活・文化課長） 先ほど、ちょっと私が言いよんでしまって申しわけございませんでしたけども、ガイドライン、そういったことについては適宜、主務課の行政改革推進課と連絡をとり合って、必要に応じて通知してるところでございます。また、先ほど申し上げましたように、月例の報告とか、そういったものをもってきちんと対応することは随時申し上げてるところでございます。

○委員長（鈴木 衛君） 三輪委員。

○三輪由美委員 通知について、何かこれを受けてやったということはなかったというふうに、2回聞いておっしゃらないので、受けとめました。

最後に、今、南総文化ホールのこともし上げてきたんですが、青葉の森、これも株式会社J&T共同体に指定をするという方向で今提案がされてますが、舞台について外部委託をしているわけですが、これは人数が減るんじゃないですか、青葉の森の舞台の外部委託。どうでしょうか。

○委員長（鈴木 衛君） 小澤県民生活・文化課長。

○説明者（小澤県民生活・文化課長） 基本的には人数は変わらないと聞いてるところでございます。

○委員長（鈴木 衛君） 三輪委員。

○三輪由美委員 きのう、ちょっと確認のためお聞きして、これは違うんでしょうか。平成26年度は13名の常勤者だと。28年度は常勤12名だと。その内訳を聞きましたら、26年度は外部が5人であるけれども、28年度は外部4人になったということで違いますか。

○委員長（鈴木 衛君） 小澤県民生活・文化課長。

○説明者（小澤県民生活・文化課長） 先ほど申し上げましたように、舞台の人員は変わりません。

○委員長（鈴木 衛君） 三輪委員。

○三輪由美委員 舞台の人員は変わらない。じゃ、全体の常勤者の人数は減らしたということではよろしいですか。

○委員長（鈴木 衛君） 小澤県民生活・文化課長。

○説明者（小澤県民生活・文化課長） はい。1人減という形になっております。

○委員長（鈴木 衛君） 三輪委員。

○三輪由美委員 質疑はずっとやってきたわけですがけれども、少なくとも人件費の削減、それから雇用の不安定化で、南総文化ホールにつきましては、もともとこの文化ホール、南総地域でぜひ欲しいということから、千葉県もそれに応えて、まさに県と地域住民が一体となって、南総という千葉県にとっても誇るべき、そうした地域でスタートしたという、大変、私も歴史を改めて勉強というか、若干ですが、学ばせていただいて、本当に千葉県ならではの取り組みだったんだなということを感じて受けたわけです。

ここに来て苦情なり意見なりが出てますので、これを、私としては指定管理は株式会社ではなく文化振興財団に、本当なら県にということは一主張しながら、少なくとも今回、意見、苦情が寄せられてる南総文化ホールについては、今後、住民の声を日常的に吸い上げていく。改めてそうしたシステムづくりも、県のほうも関与してやるべきではないか。委員会で、こうやって椅子の問題とかパネルの問題なんかが出てくるようでは、やはり何のために指定したのかということになっちゃうわけですので、どうでしょうか。南総文化ホールについては、今後こうしたことがないように、そうしたシステムづくり、必要ではないでしょうか。

○委員長（鈴木 衛君） 小澤県民生活・文化課長。

○説明者（小澤県民生活・文化課長） 南総文化ホールにつきましては、既存で友の会の会長さんとかが入っている話し合いの場、そういったものがございます。そうした場とか利用しながら、また、私どもも現地にできるだけ出向いたりして丁寧に対応していきたいと考えております。

○委員長（鈴木 衛君） 三輪委員、そろそろまとめていただきたいと思います。

○三輪由美委員 はい。以上です。

○委員長（鈴木 衛君） 大体趣旨わかりましたので。よろしいですか。

○三輪由美委員 はい。

議案第13号関係

○三輪由美委員 議案第13号、この特定遊興飲食店営業ということが新たに設けられるということ、そうした内容が含まれておりますが、そのことについては環境生活部のほうではどのように認識をされてるのでしょうか。

○委員長（鈴木 衛君） 小澤県民生活・文化課長。

○説明者（小澤県民生活・文化課長） 今回の条例の改正は、あくまでも今御説明したように、条項にずれが生じるということで、内容等については特段変更はございません。

○委員長（鈴木 衛君） 三輪委員。

○三輪由美委員 いいです。

諸般の報告・その他の関係

○三輪由美委員 鋸南開発株式会社の汚染土壌処理施設不許可を求める立場から質疑をさせてい

ただきますが、大きく3つの点で、1つは、環境保全協定の締結の見込みにかかわる問題で民意の問題です。それから2つ目は、県の審査許可、不許可にかかわって今審査をされていますが、進捗状況について、特に経理的基礎の問題。3つ目は、県の要綱ですね。汚染土壌処理施設の県要綱を今作成をされているということなんですけれども、これにかかわって質問させていただきたいと思います。

初めに、先ほどのやりとりの中で、環境保全協定の締結の見込みがその時点では図られたと判断したというふうに課長答弁されましたけれども、その時点とはいつのことでしょうか。そして今、平成27年12月15日、この時点で環境保全協定の締結の見込み、図られている、あるいは、さらに図られる、そういう見込みが進んだとか、どういう認識をされているのか。まず冒頭、お伺いします。

○委員長（鈴木 衛君） 森水質保全課長。

○説明者（森水質保全課長） まず、見込みはどの時点かということですが、事前協議の終了時点において見込まれることから事前協議は終了してございます。

今の状況でございますけれども、地元区からは反対の決議が出されているのは承知しております。したがって、地元住民対象に事業計画などを丁寧に説明するようという、県として指導しているところでございます。今の状況というお話だったと思いますけれども、先ほど話の中でも出ましたけど、11月4日に説明会を開催したと。直近では11月4日に開催しているところでございますけれども、その開催をもって、じゃ、状況が変わったかということについては、地元地区における意向が変わったということは聞いていないところでございます。したがって、引き続き事業者に対しては、地元住民に対して事業計画等を説明して、環境保全協定締結に向けて努力するよう指導しているところでございます。

○委員長（鈴木 衛君） 三輪委員。

○三輪由美委員 つまり結論的に言えば、今時点では環境保全協定の締結の見込みは図られていないということ。だから、いろいろ指導したり、説明会を開催させたりしてる。つまり現状では、締結の見込みは図られていないと認識しているということによろしいですか。

○委員長（鈴木 衛君） 森水質保全課長。

○説明者（森水質保全課長） 見込みが今の時点では見込まれていないために、引き続き事業者を指導してるということでございます。

○委員長（鈴木 衛君） 三輪委員。

○三輪由美委員 重大な答弁だと思います。今時点では環境保全協定の締結の見込みが図られていないとはっきりと答弁をされました。これは9月の本会議の代表質問などでは出ていなかった認識です。非常に重要だと思います。

部長にお伺いしますが、11月の16日ですか。これは読売の17日付ですが、安房3市1町、首長と県の副知事、部長が16日、館山市の安房合同庁舎で非公開で意見交換を行ったということで、この中で鋸南開発の問題が意見交換されたことが報道されています。どういう状況だったでしょ

うか。

○委員長（鈴木 衛君） 森水質保全課長。

○説明者（森水質保全課長） 聞いているところでございますけども、町長の発言としまして、地元の同意とか環境保全協定の締結が事前協議終了に必要と考えていたけども、許可後に協定を締結するとの区長の確約書で事前協議を終了されたとか、こうした対応に、他の県行政にも悪影響を与えるので気をつけてもらいたいといったような発言があったというふうに聞いているところでございます。

○委員長（鈴木 衛君） 三輪委員。

○三輪由美委員 出席された部長に意見交換の状況をお聞きしました。部長、お願いいたします。

○委員長（鈴木 衛君） 遠山部長。

○説明者（遠山環境生活部長） 当日、私どもも出席いたしまして、課長にその後すぐ報告をしまして、今、課長が答弁したとおり、間違いがございません。

○委員長（鈴木 衛君） 三輪委員。

○三輪由美委員 新聞でも町長は反対の民意を酌み取ってほしいと求めたということ、これは間違いないでしょうか。部長にもう一度確認します。

○委員長（鈴木 衛君） 遠山部長。

○説明者（遠山環境生活部長） 間違いございません。

○委員長（鈴木 衛君） 三輪委員。

○三輪由美委員 さらに、町長は県のほうにも来られている。そして、署名も積み上がっていると伺っております。署名は幾つ積み上がり、合計で何筆になったのでしょうか。県に直接町長が見えたということで、町長の意見はどうであったのでしょうか。それから、11月4日に説明会が開かれ、反対住民、会場で待機と大きく報道されておりましたり、11月28日には、これも新聞報道で大変たくさんの方が、予想を上回る650人参加という、主催者発表ですけれども、報道されております。千葉県民並びに多くの方が注目しておりますが、この状況について、署名の問題、町長のどんな意見表明が県にもされているのかというふうなこと。そして、集会や説明会での状況を受けて、改めて県としてどう対応されようとしているのかお伺いをしたいと思います。

○委員長（鈴木 衛君） 森水質保全課長。

○説明者（森水質保全課長） 署名の数でございますけども、合計で今までトータルしまして1万883名分提出されているということ。積み上げでは、そういう形になってるかと思えます。

あと、町長来られたとき、どういったことをという話ですけども、町長が来られたというのは、反対の方々との会合、住民の方々からの要請を受けて私ども面会をさせていただきました。そのときに鋸南町長さんも来られて、確約書に関することについてやっぱり納得いかないということで、町長さん、話されたというふうに聞いてございます。

あと11月、650名参加というのは反対集会のことでしょうか。多くの方々も反対集会に参加されて、そういった集会が持たれたということは新聞報道で拝見しました。県としましては、引き続き

き、先ほどの繰り返しになりますけども、事業計画などについて地域住民の理解が得られるよう、事業者に対して指導してまいりたいというふうに考えてるところでございます。

○委員長（鈴木 衛君） 三輪委員。

○三輪由美委員 やはり県議会の傍聴者も何百人というようなかなりの規模で、この間たびたび県議会、つまり県環境行政にぜひ不許可にしてほしいということで、民意は明らかに理解が、県の側から言えば理解進んでいないし、合意はできないし、環境保全協定の締結どころではないということだと思います。それは県も今お認めになったところです。したがって、事前協議終了ということで、行政的な手続が今そこでそうはなっているわけですが、やはり今の時点で県が保全協定の締結の問題でも今のような答弁をされてるわけですから、再度やり直し、そうしたことをしっかりとやるべきではないでしょうか。事前協議のやり直しも含めてですね。あるいは、別の形もあるのかもしれないんですけど、この問題について再度県が再検討する、そういう時期に今来ているのではないのでしょうか。

○委員長（鈴木 衛君） 森水質保全課長。

○説明者（森水質保全課長） 事前協議につきましては、環境保全協定の締結の見込み、さらには施設の構造が法の基準に適合する、それから環境保全対策がとられるということで終了したものでございます。引き続き環境保全協定の締結に向けては、事業者に対して指導して環境保全協定が締結されるように事業者指導していきたいというふうに考えてございます。

また、許可につきましては、法の申請が出てございますので、許認可の関係につきましては、法の申請にのっかって、引き続き厳正に審査をしてまいりたいというふうに考えてるところでございます。

○委員長（鈴木 衛君） 三輪委員。

○三輪由美委員 しかし、今、終了時点での判断と今の県の判断、認識がやはり大きく変わっているということが明らかになったのですけれども、それはつまり何を物語ってるかという、やはり事前協議終了としたときの判断ですね。県の判断が誤っていたと。今、この時点に立って、ますます締結の見込みは遠のいているわけですから、やはりそのときの判断が間違っていた。あるいは事前協議終了という、その行政がとった態度、県がとった態度が、やはりそこに問題があったというふうには思われませんか。部長、どうでしょうか。

○委員長（鈴木 衛君） 森水質保全課長。

○説明者（森水質保全課長） 繰り返しになりますけども、事前協議については、環境保全協定の締結の見込み、さらに施設の構造、さらに環境保全対策が整うという判断のもと、終了したものでございます。ですので、事前協議の終了につきましては適正に判断したというふうに考えているところでございます。

○委員長（鈴木 衛君） 三輪委員。

○三輪由美委員 これ、繰り返しでも平行線なのでありますが、しかし、やはり行政が行った判断が誤っているということあるわけですから、そこは謙虚にもう一度やり直す、事前協議終了を

取り消すという、そういうことが今求められているということを強く要求しておきます。

じゃ、県は今審査をされているということなんですが、これも繰り返し9月議会などでも申し上げてきたことなんですが、経理的基礎について、土対法に基づいて今審査をされてるということなんですが、この経理的基礎の問題、私どもは何度も指摘をしまいいりました。詳しくは繰り返しませんけれども、ケミカルグラウトが資金の総額56億7,000万円を立てかえ払いしている問題とか、1期工事の埋め立て45万立米のうち、全体総量では35万立米ですね。埋立使用権をケミカルに委ねているとか、土地の抵当権が担保されているとか、あるいは、汚染土壌処理業に必要な有資格者2名はそれぞれ別の産廃業者から出向させるなどなど、経済的な基盤、あるいは技術的な能力、これがあるとはとても言いがたいということを指摘をしまいいりました。さて、県はどのように今審査をされてますか。

○委員長（鈴木 衛君） 森水質保全課長。

○説明者（森水質保全課長） 経理的基礎につきましても、法で定められてる基準、さらには環境省の通知などを参考に、経理的基礎を有しているかどうかというところを今現在、慎重に審査をしているところでございます。

○委員長（鈴木 衛君） 三輪委員。

○三輪由美委員 その審査の過程を聞いております。国の意見ですね。国の通知ということもありましたが、国から意見を求めているはずですよ。それは9月の議会で答弁をいただいております。国からの意見はどのようなものであったのでしょうか。そして、それを参考に、県が今どの点について審査をされているのでしょうか。

○委員長（鈴木 衛君） 森水質保全課長。

○説明者（森水質保全課長） 国からは、先ほどの再委託の禁止とか名義貸しについては、例えば事業者みずからが総合的に企画調整、指導を行っているかなど、事業の経営計画といったところを確認した上で、自治事務である千葉県が判断すべきであるという助言をいただいております。したがって、そういった助言を踏まえて現在審査をしているところでございます。

○委員長（鈴木 衛君） 三輪委員。

○三輪由美委員 国からの意見、もう一度ゆっくりおっしゃってください。つまり結論的に言えば、県の裁量権だということなんだけれども、冒頭おっしゃったその点について、県がしっかり事業者から聞いて判断をせよということだと思っておりますが、もう一度国の意見、繰り返していただきたいと思っております。

○委員長（鈴木 衛君） 森水質保全課長。

○説明者（森水質保全課長） 事業者みずからが総合的に企画調整、指導を行っているかなど、事業経営計画や契約書等で確認をした上でといったような項目について確認して、自治事務である県が判断すべきだというふうに助言をいただいております。

○委員長（鈴木 衛君） 三輪委員。

○三輪由美委員 ですので、非常に県の判断、県の審査がより重要になってくるかと思われるわけなんですけど、前提の事業者みずからが企画、調整にきちんと責任を持ってやっていけるのかという点ですよね。私が繰り返しましたように、もう繰り返しませんけれども、資金的な能力、あるいは技術的な能力。先ほど国の基準以上の云々かんぬんということでやりとりもありましたけれども、やはりそういうことができる能力があるのかということを見ていかなければなりません。その点ではどうでしょうか。国からそうした意見をもらって、県は今どのように事業者から聴取をし、そして明らかに経理的な問題、技術的な能力の問題ということは申請書に出てるわけですから、これ、誰の目から見ても非常に不安であると。残念ながら極めて疑わしいという、とても信頼できるような事業者ではないと言わざるを得ないんですが、どうでしょうか。

○委員長（鈴木 衛君） 森水質保全課長。

○説明者（森水質保全課長） 審査の状況につきましては、繰り返しになって恐縮ですけども、審査中ですので申し上げられる状況にはございません。

○委員長（鈴木 衛君） 三輪委員。

○三輪由美委員 これも平行線になるようなんですけれども、やはり国からもそうやって意見が来ると。この段階で大丈夫ですというふうに今明言をして、ここでおっしゃれないということですね。それは本当に、これ、重大なことだと私は言わざるを得ません。

○委員長（鈴木 衛君） そういうことじゃないんだよな。

○三輪由美委員 もう9月からやっていますのでね。

○委員長（鈴木 衛君） 審査中だから、そういう結論出せない。

○三輪由美委員 もう何度もその審査中というのは聞いているわけですのでね。100%大丈夫であれば、そういうふうにならないというふうに思わざるを得ません。

さて、最後に、これも全庁的な問題で調べました県の要綱の問題です。これ、そもそも汚染土壌処理施設、県の要綱、つくりますと言ってから、私は初めて6月議会で取り上げてからもう半年たつわけですけれども、全庁的に見ても、このようにパブコメを行い、環境審議会の中で提案もして、パブコメも行って、あれから私の認識では丸3年たっているのではないかと思います、県の要綱、今どういった状況でしょうか。

○委員長（鈴木 衛君） 森水質保全課長。

○説明者（森水質保全課長） 県の要綱につきましては、私どものほうで今パブリックコメントをいただいた意見に対して一つ一つ、細部にわたって再検討しているところでございます。

○委員長（鈴木 衛君） 三輪委員。

○三輪由美委員 もうそれは通用しないんですね。スタートしてから3年ですね。それ、間違いないですね。間違いあったらおっしゃっていただきたいんですねけれども、異例なんです。というか、環境生活部のこれだけなんです。

決算のときに我が会派、加藤県議も指摘をしましたがけれども、24年は児童福祉施設のパブコメで186件の意見があった。今回の意見は80件以上、要約すると50件だということですが、この186

件の意見、3カ月後には制定されてるんですよ。25年には総合企画部のパブコメで166件の意見があって2カ月に制定されてるんですよ。環境生活部がいただかれた意見の80件の2倍以上の意見が3カ月後、2カ月後。それなのに、この汚染土壌処理施設の要綱は3年ですよ。決算でも、しかるべき時期が来たら明らかにしたいと思うとおっしゃってますけれども、3年も県民に意見だけ寄せさせておいて、どこで何が、どんな問題で課題となってできてないんだということさえもこの議会に公表されないというのは、これは信頼問題にかかわるわけですよ。全庁の中でここだけなんです。部長、ちょっと、これはやはり部長の責任においてちょっと説明していただかなきゃなりません、どうでしょうか。

○委員長（鈴木 衛君） 森水質保全課長。

○説明者（森水質保全課長） 今、委員のから御指摘いただきましたとおり、決算審査のときにもそういう御指摘いただきまして、全庁的な状況であるとか、そういうのは承知しているところでございます。大変おくれててということは非常に申しわけなく思っているところですけども、いただいた意見の数、確かに合わせれば50件かもしれませんけども、そういった意見をいただいて今慎重に検討しているところでございますので、結論というか、案ができましたら、ちゃんとお示しして、どういったところが検討として非常に長くかかったかとかということも含めて明らかにさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

○委員長（鈴木 衛君） 三輪委員。

○三輪由美委員 じゃ、この間、何回会議をされましたか。私、6月の委員会で取り上げて半年なんですけれども、6月以降、何回の会議をされましたでしょうか。この3年間、この問題で何回会議をどういうメンバーで行っておられますか。

○委員長（鈴木 衛君） 森水質保全課長。

○説明者（森水質保全課長） この中の打ち合わせ等について、それぞれ回数というのは正直カウントしていませんので、回数で何回というのは申し上げられる状況ではないというか、申し上げられないような状況でございます。3年間ということにつきましても、やっぱり課の中で検討しながらやっておりますので、その数について記録は残っていないという状況でございます。

○委員長（鈴木 衛君） 三輪委員。

○三輪由美委員 記録も残っていない。部長、こういうことでいいんでしょうか。部長、何回会議を開いたか。少なくとも10回とか、50回とか、あるいは2回とか、3回とか、その程度も答えられないんでしょうか。記録がないというのは、これはちょっと……。だって、これは平成24年9月の環境審議会で法改正の中身を説明して、その中で要綱を準備していますと話をされて、その3カ月後の12月の環境審議会でフローチャートを含めて説明をしている。そして、パブリックコメントでネットで公表されてるんですよ。部長、ちょっとこの問題、非常に責任にかかわる、千葉県環境行政の信頼にかかわる問題ですので、きちっとお答えいただきたいと思います。

○委員長（鈴木 衛君） 森水質保全課長。

○説明者（森水質保全課長） すいません、記録がないというのはちょっと言葉として適切でな

かったかもしれませんが、中で会議をしているときに打ち合わせとかという、全てを会議結果として残しているものではございません。会議結果として復命するもの、それから、中の打ち合わせで集まって検討するものという整理をした場合に、中の検討について、全てこういう形であったというような形の記録というのは残さない場合があるということで、結果について何回やったということがお示しできないということで、ちょっと言葉として適切でなかったかもしれませんが、そういったことでございます。

○委員長（鈴木 衛君） 森課長、中身について今答弁あったけど、三輪委員が大体、おおむねの回数、それは公表できないのかって話なので、その辺については正確な数字じゃなくても、おおむね何回ぐらいの会議が開けたのかと。内容については、今言ったように答えられないところもあるんだろうと思うけど、そのぐらいは範囲の中で、答えられれば答えてやってくださいよ。森水質保全課長。

○説明者（森水質保全課長） 失礼いたしました。大まかな回数ということですが、時にもよりますけど、週1とか、2週間に1回とか、そういった間ありますけども、そういったペースで打ち合わせを行ってるところでございます。

○委員長（鈴木 衛君） 三輪委員。

○三輪由美委員 じゃ、これだけやはり大きな問題になっているわけですので、今、週1とか、2週間に1回とか、ちょっと、極めて曖昧ですけれども、やっているということでもありますのならば、きちっとこれまでの記録もある程度起こしていただいて、今後、やはり議会に報告できるような内容でやっていただきたいんですが、委員長、そこは委員長のほうからもぜひお求めいただきたいと思いますが。

○委員長（鈴木 衛君） 御意見として承っておきます。

○三輪由美委員 いかがでしょうか、答弁をお願いいたします。

○委員長（鈴木 衛君） 森水質保全課長。

○説明者（森水質保全課長） 全てに対して残すということは多分なかなか難しいところがございますけども、節々で肝となるところがございまして、そういったところについてはきちっと記録を残していきたいというふうに考えてございます。

○委員長（鈴木 衛君） 三輪委員。

○三輪由美委員 民意という点でいけば、今現在の段階で締結の見込みが図られていないという、民意を受けた県の認識も示されました。経理的基礎の問題についても県の裁量に非常に委ねられているんだということも明らかになりました。したがって、ぜひ不許可にしていきたいということを結論的には強く申し上げて質疑を終わります。

○委員長（鈴木 衛君） よろしいですか。

○三輪由美委員 はい。

○三輪由美委員 ダンスは風俗ではないということで風俗規制から外れました。当然、前進であるというふうに思っております。

そこで私どもが問題にしたいのは、その一方で特定遊興飲食店営業を新たに規定を新設いたしますが、この特定遊興飲食店、遊興とは何か、何をもって遊興と言うのかというところで、具体的に遊興とは何か、どういうことを指すのかということでお答えいただきたいと思っております。なぜ遊興を新たに規制をするのか。違反となった場合、どう罰せられるのか。よろしくお願ひします。

○委員長（鈴木 衛君） 早川風俗保安課長。

○説明者（早川風俗保安課長） 風俗保安課長の早川と申します。

遊興についてですが、遊興という用語は現行法でも既に使用されております。規制の対象となる遊興は、営業者の積極的な働きかけにより客に遊び興じさせる行為に限られると解釈されております。具体的には音楽を流して不特定の客にダンスをさせる行為、のど自慢大会等、客の参加する遊戯、ゲーム、競技等を行わせる行為などがこれに該当することとされています。

また、これに対して、規制を何でするのかということですが、深夜、酔っ払った客、それに対する遊興、この3つの要件がそろいますと風俗上の問題がいろいろと生じることになります。それで、これに規制をかけることとなります。

そして最後、違反についての罰則の御質問ですが、公安委員会の許可を受けずに特定遊興飲食店営業を営んだ場合は無許可営業違反となり、2年以下の懲役もしくは200万円以下の罰金または併科となっています。また、禁止行為に違反しますと、禁止行為のうち最も重い未成年者酒類等提供の違反であれば1年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金または併科という罰則があります。

以上です。

○委員長（鈴木 衛君） 三輪委員。

○三輪由美委員 既に遊興という概念は使われているものだという事で説明あったんですが、例えば、ただカラオケを12時以降もしてるということではなく、例えばお店の方が、自分も一緒にカラオケをしてお客さんに楽しんでいただく、あるいは店の方が手品をする、あるいはピアノの生演奏をする、ライブが行われる、あるいは落語などの芸能などがお店で仮に、4時、5時までと言わずとも12時過ぎて深夜行われる、そうしたことはこの遊興に当たるのでしょうか。

○委員長（鈴木 衛君） 早川風俗保安課長。

○説明者（早川風俗保安課長） カラオケにつきましては、カラオケの機械のみを置いて客に自由にカラオケをさせる場合には、ここで言う遊興に当たりません。ただ、ピアノを聞かせたりのショーを見せたりすると遊興に当たるものというふうにされております。

以上です。

○委員長（鈴木 衛君） 三輪委員。

○三輪由美委員 ピアノの生演奏を店の側で行ったり、寄席だとかライブなどは遊興に当たるといふことなんです、例えば生でライブを行った場合は遊興。しかし、同じ音楽家のCDを聞か

せたり、DVDが店の中で流れていると。CD、音楽が流れている。その場合は遊興に当たるのでしょうか。

○委員長（鈴木 衛君） 早川風俗保安課長。

○説明者（早川風俗保安課長） CD、音楽を流すだけでもって即遊興に当たるとは考えておりません。しかし、これらの営業については、実際に立入調査等により個々に判断してまいりたいと思います。

○委員長（鈴木 衛君） 三輪委員。

○三輪由美委員 私も、今、課長の答弁あったように、即遊興には当たらないというようなことがありました。個々に判断をしていくということなんですね。非常にこの遊興の定義が曖昧だなと。実はこれは野村萬さん。人間国宝、日本芸能実演家団体協議会の会長をされてます。野村萬齋さんのお父さんといいますか、警察庁に意見書というのを出されておまして、やはり音楽や演芸など文化芸術たる実演芸能を鑑賞させる行為については遊興には該当しないとすべきであるとか、生バンドはいけないけれども、CDやDVDならいいとされるようなのは非常に矛盾であるとか。オリンピックなどについても記述がありまして、2020年に予定されてる東京オリンピック・パラリンピックを見据えてインバウンドの需要の掘り起こしも検討されてる中で実演芸能の鑑賞にかかる規制が及ぶことは、そうした国策に大きく水を差すものと言わざるを得ないというふうな例も挙げまして、例えばスペインではフラメンコの鑑賞と酒食——酒と食事ですよ。提供することを目的とするライブハウスが数多く存在するなどと、海外との風土の違いもあるんですけども、こうした、いわゆる芸能音楽関係者の声、文化、芸術振興という立場からのこうした声もあります。ですので、私はやはり、非常に曖昧で広範囲で新たな規制をここにかけるということを制限を設ける、規制する。そして、罰金は200万円ということですので、新たな不安を呼ぶものだというふうに私も今の質疑の中で思いましたので、以上、これについては質疑はここまでといたしますが、賛成しかねるものであります。

続いてゲームセンターへの16歳未満の者の立ち入らせの制限に関する規定の見直しについてなんですが、今回の提案では、つまり一言で言えば、今までは午後6時までよと。16歳未満の小中学生、子供たちは、16歳未満は入ってはいけないよと、6時以降は。しかし、保護者がいれば10時までよいよというふうに変わりますと。千葉県ではそうしますということなんですが、これまで禁止していた理由について、なぜ禁止をしていたのでしょうか。当時、昭和ですかね、いつごろでしたか、青少年団体や関係者から要望があったからというふうにお聞きしておりますが、なぜ午後6時以降は立ち入らせなかったのか。その理由をお答えいただきたい。

そして、なぜ午後6時以降でも保護者同伴ならよいというふうに県警はお考えなのか。6時以降も保護者同伴ならよしという問題については業界から要望があったということも聞いているわけですが、県内の業界から要望があったのでしょうか。そのあたりについてもお聞かせいただきたいと思います。

○委員長（鈴木 衛君） 早川風俗保安課長。

○説明者（早川風俗保安課長） まず、午後6時まで、今まで年少者の入場について規制していたのはなぜかということですが、これは、昭和59年ごろにこの条例が制定されまして、当時広く県民、学校、保護者等々に意見を求めたところ、午後6時ということで、そのころの時代の意見でそうなったものと聞いております。

そして次に、今回、改正で22時までとしたのは何でかということですが、これについては、千葉県においては、改正風営法の規制緩和の趣旨を踏まえまして規制を見直しました。そうしたところ、千葉県青少年健全育成条例におけるカラオケボックス等の立ち入らせ制限が午後11時となっていることや、県民などから規制緩和の要望が寄せられていることなどから、ゲームセンターにおいても保護者が同伴してる場合は風営法で示された午後10時前までとしたものであります。

委員のほうから、どんな団体から要望があったのかということですが、いろいろとございますが、千葉県アミューズメント施設業者協会というところからも、もちろん要望があったというふうに私は聞いております。

以上です。

○委員長（鈴木 衛君） 三輪委員、ちょっと待ってね。今、三輪委員から青少年団体からもそういう要望があったのかという趣旨の質問があったけど、その辺はどうなんですか。

早川風俗保安課長。

○説明者（早川風俗保安課長） 青少年団体からの要望はございません。

○委員長（鈴木 衛君） 三輪委員。

○三輪由美委員 つまり、そこなんですけれども、そもそも6時以降はだめよと、昭和59年。そのときには学校、保護者などから意見を聞いたと。しかし、今回、午後6時以降でも保護者同伴ならよしと変えるところに当たっては、青少年団体や学校、保護者からは意見は聞いてないということですね。要望はなかったということなんですけど、つまり、こちらから意見も聞いていないということなんですか。再確認です。

○委員長（鈴木 衛君） 早川風俗保安課長。

○説明者（早川風俗保安課長） この条例の改正につきましては、パブリックコメントをしております。パブリックコメントで要望を広く求めていることをしております。こちらから積極的に聞いたかとおっしゃれば、そのとおりに聞いてはいません。

以上です。

○委員長（鈴木 衛君） 三輪委員。

○三輪由美委員 パブコメは1件もなかったということで、よく見てないというか、周知もされていない。ホームページでは公表されたんでしょうけれども、学校関係者、保護者、青少年団体から、こちらから積極的に聞いてないということですので、やはり私は問題だろうと思うんですね。一言で言えば、社会的な条件も変わってますけれども、しかし、家族で行くカラオケボックスとゲームセンターの中の環境というのは違うだろうと思うんですね。

私も、この議案が出てきましたので、ゲームセンターの中にこの間、2度、3度と時間を違え

て入ってみました。やはり音も声も光も非常に刺激が強くて騒々しいということ。そして、たばこなども分煙と書いてありますけれども、ほとんどできてなくて煙が蔓延していると。それから、お金もどんどん使うというようなことになりまして、午後6時以降といいますと、大人の仕事帰りの皆さんもふえてまいります。その点でやはり教育的配慮ということでは非常に、これ、16歳未満となりますと、保護者が同伴して入るということは赤ちゃんや小中学校の子どもさんになるというふうに思うんですが、教育的な配慮という点でいっても、赤ちゃん、子供の環境という点でいっても、これはよくないものだと私は思いますが、県警の認識はどうでしょうか。

それから、他県の状況なんですが、関東1都6県、これは千葉県は午後6時以降10時までは保護者同伴ならよしとするわけなんですが、他県はどうでしょうか。

2つ伺いたいします。

○委員長（鈴木 衛君） 早川風俗保安課長。

○説明者（早川風俗保安課長） まず、10時までということについて県警の認識どうかということですが、委員おっしゃられたとおり、カラオケボックスとの違いがあるからこそ、保護者同伴という条件がついております。カラオケボックスなどについては保護者同伴の条件がついてません。なので、保護者同伴していれば非行少年のたまり場と化すことはないということでございます。

それと他県の状況につきましては、承知しておりません。

以上です。

○委員長（鈴木 衛君） 三輪委員。

○三輪由美委員 非行という点で保護者がついていけば心配ないというふうに課長お答えになったんですが、私が指摘したのは環境ですよね。音や声も騒々しい、光も非常に刺激が強い、たばこもあるということで、そういう点での環境は子供に好ましくないのではないかとということで、この点に絞っての認識はどうでしょうか。

それから、他県なんですが、ことし10月ごろの千葉県警調べというのがあるかと思うんですが、それはお答えいただけないのでしょうか。

○委員長（鈴木 衛君） 早川風俗保安課長。

○説明者（早川風俗保安課長） まず、たばこでの影響ということですが、風営法の目的につきましては、青少年の健全育成という観点から規制がかかっているものでございます。したがって、それに基づく条例につきましては、青少年の健全育成という観点からということで、青少年の健全育成条例。だから、健康に関することについては、もし規制するのであれば別の条例、別の法ではないかというふうに認識しております。

また、他県の状況については、古いものでことしの10月ごろの情報として、埼玉県などでは8時になっているというようなことは存じておりますが、他県につきましても、現在、条例制定に向けて作業中と聞いておりますので、現時点では承知してないと申し上げたところでございます。

○委員長（鈴木 衛君） 三輪委員。

○三輪由美委員 10月ごろの調べで茨城県、栃木県はいかがでしょうか。

○委員長（鈴木 衛君） 早川風俗保安課長。

○説明者（早川風俗保安課長） 10月ごろの情報では、茨城県は午後6時まで、栃木県につきましても午後6時まででございます。10月ごろの情報であります。

以上です。

○委員長（鈴木 衛君） 三輪委員。

○三輪由美委員 茨城県、栃木県は10月ごろの情報だが、6時までとすると。保護者同伴でもだめですよという、そういうことですね。埼玉県、神奈川県は午後10時までではなく、8時までしかだめですよという、そういう制限を加えているということで、最終的にどのようになるかわかりませんが、千葉、東京、群馬だけが保護者いるなら10時までオーケーよということになって、非常にやはり緩め過ぎだと。私はやはり6時までということで、今までどおりのルールでよいかというふうに思います。

以上です。

諸般の報告・その他の関係

○三輪由美委員 まず1点要望なんです、電話d e詐欺、振り込め詐欺の問題で、私も県民の方から、バスや何かで流れている短い音声、初めは森田健作ですと言って、最後はカクニンダーと。間がよくわからないと。全体が短いということもあるんですけども、やはり警察が、今るありましたように大変深刻な、少し減ったとはいえ、巨額のやはり財産が県民から奪われております大被害が起きてるわけですから、今啓発をしているものについて、やはり再度見直しの観点が必要だと、複数の県民の方から、これは言われておりますので、ぜひ反映をさせていただきたいと思います。

それで、次に交通死亡事故の過少計上の問題について並びに関連して交通安全対策について伺います。

まず、判断基準を誤ったものが143件。22件が事故なのに病死としたり、被害者が死亡後も重症というような不正処理をされていますが、こうした前例は全国であったのでしょうか。少し前に愛知県警でかなり多くの不適切な処理が大きく社会的にも報道されたわけなんですけれども、今回のような千葉県のこの22件の不正については全国的には前例はあったのか、まずお伺いをいたします。

それと重複を避けて言うならば、統計上の数字を過少に計上し続けてきたことについて、対策についても今語られましたけれども、具体的に県民に、やはりこの問題がどのような、県民にどんな影響をもたらしたのかというふうに認識をされているのでしょうか。対策については、幹部の意識改革と統計監査のそうした人員を配置をしたというようなことをおっしゃって、非常にちょっと短い説明だったものですから、対策については非常に大事なわけですよ。ですので、それについてももう少し詳しく、例えばアンダー目標などということも新聞でも報道されております

が、少なく見せたかったというようなことも新聞では書かれておりますけれども、このことについてどう考えるのか、どうしていくのかということについても議論があるんだろうと思われませんが、そういったことについても見解をお聞かせいただきたいと思います。

○委員長（鈴木 衛君） 三輪委員さん、今の2つ目の質問なんだけれども、いわゆるアンダー目標という基準に照らしてどういうふうにするのかという観点で受けとめればいいのか、質問の趣旨というのは。

○三輪由美委員 目標があって、それに近づけたいというような思いが働いて過少に計上させたということですね。

○委員長（鈴木 衛君） さっきアンダーって言いましたけど、アンダーを基本的にどういうふう考えてるのかということの趣旨ですか。

○三輪由美委員 そうです。

○委員長（鈴木 衛君） はい、わかりました。

小島交通総務課長。

○説明者（小島交通部参事官兼交通総務課長） 小島でございます。

まず、一番最初の全国的な前例はということでございますけれども、本県では全国的な、このような同事例があったかどうかについては把握しているところではございません。

次に、県民への影響ということでございますが、統計から除外した事故につきましても捜査をした結果、適切に捜査が遂げられております。また、行政処分につきましても適正に判断されており、当事者の方に対する統計除外による影響はなかったものと考えております。しかしながら、交通事故統計は県民に交通事故情勢を直ちに周知し、効果的な交通安全対策を講じる上で前提となるものであり、その信頼を損なう事態を生じさせたことにつきましてはまことに残念であり、深くおわびを申し上げる次第でございます。

次に、アンダー目標についてでございますけれども、県警といたしましては、来年は交通死亡事故のアンダー目標は設定をせず、改めて交通事故を1件でも多く減少させることを目標として各種対策を推進することを検討してるところでございます。

以上です。

○委員長（鈴木 衛君） 三輪委員。

○三輪由美委員 22件の不正については現状では把握してないということで、愛知県でもこうした例はなかったというのが今の状況だというふうに思われます。アンダー目標については、今、御答弁ありましたように、来年は見合わせるということなんですけれども、やはり県民への影響。この間、県民の皆さんからの反論というか、感想というか、お聞きしますと、やはり1つは、少なくとも10年間、幹部の方はもちろんなんですけれども、誰もおかしいとか、ちょっとこれ、解釈違うんじゃないのというふうな、10年間、誰もそういうことを気づかれなかったという、そういう警察のあり方についてどうなのかということ。

それから、やはり交通事故対策ですね。少なく見せれば、その分、やはり単純に考えて予算

などもつきづらいんじゃないかというふうに考えますから、本気で交通事故対策、そうしたことに回っていたんだろうかと。そこはいろんな見解があるかもしれないんですけども、そこも問われたり、県民の方から、そういう感想もあつたりしますし、これは誤解を恐れず言うならば、交通死亡事故という、ある意味、ごまかしようがない数字だと思われていたものが違うということは、例えば犯罪件数とか、ほかの数字は大丈夫なのというのが、これ、どうやったって聞こえてきちゃうわけなんです。ですので、私はやはりこの問題、非常にマイナスの事案なんですけれども、ここで一方では、やはり警察官の方が地域に来ていただいて、空き巣だとか、犯罪だとか、抑止してほしいと。それとか、先日も感謝の言葉があつたんですが、交通事故防止のために7年間パトロールして旗を振ってる。信号がないところでですね。警察の方、要望したので見に来てくださったと。署の方が1時間、寒い中、一緒に見ていただいたという感謝の言葉もあるわけですから、やはりこの問題、深く捉えて改革のスタートにしていくべきだろうというふうに思います。

それで3つの角度。1つはコンプライアンスの角度、2つは交通安全対策の角度、そして3つ目には組織的にこの問題をもっと深く、今後前向きに解決していくためにということでお聞きしたいんですが、第1にコンプライアンスの問題なんですけれども、新聞報道によりますと、22件の不正については組織性があつたと決算審査でも認めておりますし、新聞報道でもそのような報道がありますが、この143件についてはどうなんでしょうか。やはりこれは10年間かかわった全員が前例に倣って、いわば不適正な解釈をしていたということで、ここでもやはり組織性があつたと言わざるを得ないと私は思うんですが、いかがでしょうか。

それから、25年2月8日の通達、愛知県警がたくさんの不適正な解釈によって訂正を求められていますよね。全国の警察に、平成25年2月8日ですから、2年以上も前に全国の警察、つまり千葉県の警察にも改善を求めているわけですよね。しかし、その段階では、まだ千葉県警はこの問題について着手していないというか、聞きたいのは平成25年2月8日の通達。この愛知県の警察庁による通知を受けて、千葉県警としては、これをどう受けとめて取り組んだんでしょうか。各警察署にも何らかの通知を発出したりしたのでしょうか。ところが、その通達後も千葉県警では26年に11件の不適正があつたということ。これがちょっと深刻だなと思うわけなんです。これについて、通達後も11件の不適正があつたという、その内容についてお示ししたいと思っています。

○委員長（鈴木 衛君） 小島交通総務課長。

○説明者（小島交通部参事官兼交通総務課長） 小島でございます。

22件の不適正な取り扱いにつきましては、恣意的と申しましうか、故意的になされたものであるということで、組織性があつたと言わざるを得ないというふうにお答えをしているところでございます。

なお、143件のあらかじめ警察庁が示す判断基準の適用の誤りにつきましては、やはり基準に対するこれまでの拡大解釈に倣っていた、あるいは、それを参考としていたことで、また、それに

加えて交通部長等の幹部のチェックが不十分であったということに倣い、このたび143件の判断基準の適用の誤りがあったということでありまして、これについては組織性があったかと言われると、これは私どもについては、組織性についてはかなり低いというふうに考えてるところでございます。

また、25年2月8日付の警察庁の通達以前と以後のこととございますけれども、25年の2月8日以後の通達につきましては、その後、交通部長通達を発出し、統計の正確性の保持の徹底について指示をしているところであります。また、あわせて事故統計の作成要領、これ、手引でございますけれども、これをあわせて警察署等に配布をし、正確性の保持について指導教養を徹底してるところでございます。

続きまして、この2月8日付の通達以降にも11件の不適正な取り扱いがあったということとございますけれども、これにつきましては、11件のうち2件が不適正な取り扱い、警察庁が示しております判断基準の適用の誤りが9件でございます。なお、この不適正な取り扱い2件につきましては、1件は24時間以内に死亡した交通事故について、これを30日統計に計上していたというのが1件。もう1件につきましては、交通事故発生後、負傷事故と登録し、その後24時間以内に死亡したにもかかわらず、そのまま負傷事故として計上していたものが1件。この2件でございます。

以上です。

○委員長（鈴木 衛君） 三輪委員。

○三輪由美委員 組織性がかなり低いですが、組織性があったということはお認めになったわけなんですけど、2月8日通達以降も改められず11件出ているという、そのことについての——同じじゃないわけですよね。2月8日通達以前と以後というのは大きく違っていると思うんですが、それでも改まらなかったのはなぜなのでしょう。

それから、処分についてなんですけど、結局、懲戒ではない、訓戒程度だということで、県民の方からは、これでは抑止にならないのではないか、甘過ぎるのではないかという声もありますが、それに対してはどうなのでしょう。

そしてコンプライアンスの問題、最後に、決算審査でも、警察の内部通報制度については改革すべきだと私どもも指摘をしているわけなんですけど、法令違反のみと受け取られるような表現、これ、やっぱりなっているんじゃないかと、私も改めて千葉県警察内部通報処理要綱。これは改めるというふうに答弁がありますが、いつまでにこれは——なるべく早いほうがいいと思うんですよね。改革していくのか、あわせてお答えいただきたいと思います。

○委員長（鈴木 衛君） 小島交通総務課長。

○説明者（小島交通部参事官兼交通総務課長） 小島でございます。

まず、2月8日通達以降の徹底の不徹底ということとありますが、その前に、ただいまの発言の中で通達を26年の2月8日って言ったということで……。

○委員長（鈴木 衛君） 交通部長。

○説明者（小林交通部長） 交通部長の小林でございます。

先ほど委員御指摘のあった25年の2月8日の通達以降にも11件の不適正な取り扱いがあったということですが、26年ではございません。25年中に11件の不適正な取り扱いがございました。26年はございませんでした。

また、なぜ改まらなかったかということについては徹底が不足しておりましたし、交通部の幹部のチェックが甘かったと言わざるを得ないと思います。今後改めてまいりたいと思います。

以上です。

○委員長（鈴木 衛君） 齊藤室長。

○説明者（齊藤警務部参事官兼監察官室長） 監察官室長の齊藤でございます。

まず、今回の処分が甘いんじゃないかということでございますけども、本事案は警察統計への信頼を損ねる結果となるなど、その責任は軽くはないものの、調査の結果、事故捜査、行政処分の点数登録等は適切に処理されており、また、事故当事者に不利益を与えたものではなかったことから、職員が関与した不適正な事務処理を個々具体的に精査した上で、事案の内容、当時の役職、関与の度合い、認識の程度等、さまざまな要素を総合的に判断した結果でございます。

それから、内部通報の見直しについてでございますが、これにつきましては、現行の要綱が、通報対象が法令違反のみと受け取られるというのは委員指摘のとおりで、先般回答したとおりですが、今後、公務員としての倫理に関する事項等も盛り込まれていることがはっきりわかるよう、現在、例規改正に向け検討を進めているところでございます。

以上です。

○委員長（鈴木 衛君） 三輪委員。

○三輪由美委員 それをいつまでに——現在ということなんですが、できるだけ早く、やはり県民の方から大きな不安、不信がありますので、いつまでに、今のところ目標とされてますでしょうか。

○委員長（鈴木 衛君） 齊藤室長。

○説明者（齊藤警務部参事官兼監察官室長） いつまでにということは、内部の例規でございますので、できる限り早く、組織等の年度がわりがございまして、年度中には進めたいなどは考えております。

○委員長（鈴木 衛君） 三輪委員。

○三輪由美委員 わかりました。ぜひ早く。

処分の問題なんですが、25年2月の愛知県を中心とした通達を受けて後も25年に11件あったということで、この25年中にあったのは、通達で言われてる交通事故統計上検討表と、それなりの書類がきちっと幹部の方にも回っていたと。しかし、また繰り返したというところで、私はやはり職員への訓戒ということでもいいのかなという思いも私の中にはあります。それだけに真剣に改革をやっていただきたいということで、この内部通報制度の改革についても早くと指摘をさせていただいたわけです。

さらに交通安全対策なんですけど、いや、数の統計は過少計上していた、これは改めるけれども、交通安全対策はきちっとやっていたよという、そういうふうにおっしゃりたいかもしれないです。しかし、これは各会派の皆さん方も信号機の予算だとか、非常に、やはり要求に対しては少ないよということが言われているかと思いますが、例えば平成26年度信号機の予算が、1,071件の要望に対して昨年度設置が信号機80カ所と。その1,071件の中で警察庁が作成した信号機設置の指針を満たして県警が真に信号機が必要な箇所は188カ所だということですから。しかし、ついたのが80カ所と。決算の中では3億円。188カ所満たそうと思うと約10億円の予算が必要だというふうな、計算上、そういうことを答弁されているわけです。やはりこの問題が起きて、私は県民からの信頼を取り戻すためにも、真剣にこの交通安全対策、予算的にも頑張ってやりくりして、あるいは県全体のお財布の中から、これぐらいの、せめて信号機で言えば3倍近い予算の獲得でもって、こういった問題にも応えていくと。信頼を取り戻していく、大幅増額が必要だというふうに思うわけですが、この点、いかがでしょうか。いつもこの信号機の問題なんかを聞きますと、予算内で必要なものはつけてるという答弁をさせていただいてるんですけど、そうじゃなくて大幅増額。これ、県警が認めてる188カ所ぐらいの予算をふやすんだという、そういう意気込みが必要ではないでしょうか。

○委員長（鈴木 衛君） 倉本交通規制課長。

○説明者（倉本交通部参事官兼交通規制課長） 交通規制課長の倉本でございます。

信号機等の交通安全施設につきましては、交通の安全と円滑に大きく貢献しているところであり、引き続き交通安全施設の整備を着実に実施していく必要があると考えております。厳しい財政事情ではございますが、必要な予算獲得に向け努めてまいりたい、このように考えております。

以上でございます。

○委員長（鈴木 衛君） 三輪委員。

○三輪由美委員 交通安全対策の予算、ずっともらってますが、もう繰り返しませんけれども、ほとんど変わらないということで推移しておりますね。ということで、これはこういう問題が起きて、なおのこと頑張って、部長、どうでしょうかね、この点。やはりこの問題と絡まって、しっかりと予算を、これはなかなか担当課だけではない問題だと思いますけれどもね。

○委員長（鈴木 衛君） 交通部長。

○説明者（小林交通部長） 財政当局、あるいは議会の御理解を得て頑張ってまいりたいと思います。

○委員長（鈴木 衛君） 三輪委員。

○三輪由美委員 あと、この問題、ほかの数字はどうなのかということをお県の声としては申し上げたんですけども、改めて、やはり慎重にさまざまな統計出しておられるわけですね。県民の方も非常に警察に頼りにされ、期待をされているという面もあります。やはりこの問題で県警独自の報告書なりをきちっとつくって、今、幾つか、るるありました改革。今までとこう変えるんだというような内部通報の問題だとか、アンダー目標の考え方の問題、さまざま、多方面にわ

ったって改革をこれから着手されていくと思うんですが、千葉県警として、独自のやはり報告書を反省も含めてつくるべきではないか。あるいは、県民参加の第三者的な委員会的なものもつくって、この汚名返上で改革に着手すべきではないか。さまざまな統計上の数字については改めて再度チェックをするということも含めて、そうした方向で取り組むべきではないかと思うんですが、最後にこの問題についてお聞かせください。

○委員長（鈴木 衛君） 小島交通総務課長。

○説明者（小島交通部参事官兼交通総務課長） 小島でございます。

このたびの調査の結果でその原因、背景がわかりましたので、それに基づいた再発防止対策をしっかりと実施していく。また、自浄機能を強化いたしまして、しっかりと改革等々を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（鈴木 衛君） 三輪委員。

○三輪由美委員 交通安全対策について、実際に、じゃ、具体的にどう進めていくのかというところで、この不適正な処理問題とは違いますけれども、ちょっとお聞きしたいと思います。実はこれは松戸市内、地元の市内の横断歩道なんですけど、1カ月前に横断歩道が消えてるところで実は事故があったんですね。この横断歩道の白線をきちっと引いてほしいと1カ月前に言われてまして、すぐ県警本部通じて署のほうには連絡が行ってるんですが、横断歩道の白線が消えたままだということです。そして、その近くのすぐ駅前、これは上本郷駅前というところなんですけれども、非常に通行量が多いところ。ここはほとんど白い白線が、名残が真ん中に少しあるという程度で完全に消えているんですね。これも1カ月前に申し上げたんですけども、改善されてないんです。一体、これはどういうことなんでしょうかということ、きのうも、まだですよ、地元から。事故もありましたものですから、この横断歩道の白線、一体予算どうなってるんでしょうか。なぜこのように遅いのでしょうか。答えもまだいただいてないということで、どうなんでしょうか。

松戸市内で既に27カ所要望している箇所がありますが、それについて進展したところなどを中心に回答いただきたいと思います。

○委員長（鈴木 衛君） 倉本交通規制課長。

○説明者（倉本交通部参事官兼交通規制課長） 交通規制課長の倉本でございます。

平成27年度の横断歩道の設置及び補修に係る予算でございますが、約4,800万円となっております。このほかに横断歩道を含む道路標示について、特に消耗が激しく補修が必要な部分のみを選定して補修する予算といたしまして、平成27年度が約1億2,000万円となっております。これら道路標示に関する予算によりまして、平成26年度は横断歩道約500本の設置、補修を行ったほか、横断歩道など約1,270カ所の部分補修を行ったところであります。今後も交通安全施設の効果的かつ効率的な整備に努めながら適正な維持管理に最大限努めてまいりたいと、このように考えております。

続いて2問目の11月の御要望の関係でございます。11月に要望を受けました信号機等26カ所の要望のうち、2カ所の横断歩道設置についてお答えをいたします。

北松戸商店会の横断歩道設置要望につきましては、本年9月26日の地元説明会の結果を踏まえ、今年度末には既設横断歩道交差点へさらに1本増設することを予定しております。また、新松戸5丁目の横断歩道設置要望につきましては、必要性が認められますので、道路管理者と調整の上、次年度の設置を検討しております。

以上でございます。

○委員長（鈴木 衛君） 三輪委員。

○三輪由美委員 それで交通安全対策、特に通学路問題では、今、新松戸5丁目、次年度横断歩道設置ということの御回答いただきましたが、ほかに小山の外環高架橋付近手押しボタン信号設置の要望、松戸第五中学校の入り口に信号を、そして子供がかかわる清ヶ丘小金公園前、あるいは高齢者が多く住んでる古ヶ崎3丁目のスピード規制など、ぜひこれは交通安全対策の予算にかかわる問題ですので、県内多く、こうしたところがあるかと思えますけれども、ぜひ必要なところ、早くやっていただきたいと思えます。

なお、横断歩道の問題で課長のほうから数字について答弁をいただいたんですけども、やはりあるはずの横断歩道の白線がないと。1カ月もこれが放置されてるということは、これは今1億幾らとか、横断歩道の設置は4,800万だということだ答弁はあったんですけども、これ、1カ月も消えた状態にいるということは、これは遺憾なんですけども、どうなんですかね。何でこういう事態が生じるんでしょうか。予算が不足なのか、それとも、そのほかの要因なのか。

○委員長（鈴木 衛君） 倉本交通規制課長。

○説明者（倉本交通部参事官兼交通規制課長） 主な要因につきましては予算の関係でございますが、県下約4万4,000本の横断歩道の摩耗状況をつぶさに把握し切れていない面もございますので、今後一層適正な管理に努めていきたいと思っております。

○委員長（鈴木 衛君） 三輪委員さんね、箇所づけの要望については、やっぱりそれをこの場で議論すると、それこそ本当限られた時間で終わらないと思うんですよ。だから、その辺はちょっと委員会という性格をもう少し認識して質問してもらいたいと思うんですよ。

三輪委員。

○三輪由美委員 今、4万4,000カ所のところに回り切れないと。予算の問題、これは皆さんのところでもそうだと思います、白線が消えているという問題についてはね。実際、事故も起きてるわけですから、注意喚起を促し早急な改善を私は求めておりますが、予算と、それからチェック、見回りができないというようなことなども今答弁ありましたので、そこはまた問題があるんだろう、課題があるんだろうと思えますので、今後一層努めていただきたいと思えます。

以上です。

常任委員長

署名委員

署名委員